

ミャンマー国家僧統委員会編
『比丘尼についての裁定資料』
(*Bhikkhunīwinissaya Sardan*)
翻訳と注解 (後篇)¹

サッチャーナンディー (THITSARNANDI)

17. 八種の受具足戒について

聖なる比丘となる受具足戒には、善来比丘得具足戒 (*ehibhikkhupasampadā*)、三帰得具足戒 (*saraṇagamanūpasampadā*)、受教誡得具足戒 (*ovādapatiṭṭhagahaṇūpasampadā*)、問答得具足戒 (*pañihavyākaraṇūpasampadā*)、受重法得具足戒 (*garudhammapatiṭṭhagahaṇūpasampadā*)、遣使得具足戒 (*dūtenūpasampadā*)、以八語得具足戒 (*aṭṭhavācikūpasampadā*)、白四羯磨得具足戒 (*ñaticatutthakammūpasampadā*) の八種ある²。故に律波羅夷部註 (Cs: I, p.206/ PTS: I, p.241)³ において、

「詳しく言えば、聖なる比丘となることは、「来たれ、比丘よ」という釈尊からの言葉によって聖なる比丘となること、三帰依によって聖なる比丘となること、教誡を受けて聖なる比丘となること、問答に答えることによって聖なる比丘となること、重法を受けて聖なる比丘となること、使者によって聖なる比丘となること、八度羯磨を唱えることによって聖なる比丘となること (あるいは、白四羯磨を二度することによって聖なる比丘となること)、白四羯磨によって聖なる比丘となることとの八種がある」⁴

¹ 本論文は本誌前号 (第 25 号) に掲載した「ミャンマー国家僧統委員会編『比丘尼についての裁定資料』(*Bhikkhunīwinissaya Sardan*) 翻訳と注解 (前篇)」に続く完結編である。同文献の成立の経緯や目次などの詳細はそちらを参照されたい。

² 八種の受具足戒の漢訳語は、『善見律毘婆沙』巻七 (T24. P718b) に概ね従った。

³ 律を「波羅夷部」・「波逸提部」・「(憍)度部」小品」・「(憍)度部」小品」・「附随」の五部に分けた場合の第一部を指す。この律の五部構成については、後註 26 を参照。

⁴ *ayañhi upasampadā nāma aṭṭhavidhā ehibhikkhūpasampadā, saraṇagamanūpasampadā, ovādapatiṭṭhagahaṇūpasampadā, pañihavyākaraṇūpasampadā, garudhammapatiṭṭhagahaṇūpasampadā, dūtenūpasampadā, aṭṭhavācikūpasampadā, ñaticatutthakammūpasampadā.*

と説かれている。その八種には、

1. 「来たれ、比丘よ」(ehi bhikkhu) というただ釈尊からの言葉によって聖なる比丘となることは、善来比丘得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.205/ PTS: p.240)
2. 「仏陀に帰依します」など三帰依を三回唱えることによって聖なる比丘となることは、三帰得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.206/ PTS: p.241)
3. 大迦葉尊者のように、「それゆえ、カッサバよ、そなたはこのように学ぶべきです。「私には、長老たちに対しても、新参者たちに対しても、中堅者たちに対しても慚愧が激しく確立するであろう」と。カッサバよ、そなたはこのように学ぶべきです」⁵などの教誡を受けることによって聖なる比丘となることは、受教誡得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: pp.206-207/ PTS: pp.241-242)
4. 沙弥ソーパーカ (Sopāka) のように、問答に答えることによって聖なる比丘となることは、問答得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.207/ PTS: p.242)
5. 養母ゴータミーのように、八重法を受けることによって聖なる比丘となることは、受重法得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.207/ PTS: p.242)
6. アッダカーシー (Addhakāsi) という遊女のように、使者によって聖なる比丘となることは遣使得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.207/ PTS: p.242) (律小品 Cs: p.471/ PTS: p.277)
7. 比丘尼僧伽から白四羯磨を一度、比丘僧伽から白四羯磨を一度と、八度の羯磨によって具足戒を受けて聖なる比丘となることは、以八語得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.207/ PTS: p.242)
8. 現代の比丘たちのように、白四羯磨によって聖なる比丘となることは、白四羯磨得具足戒である。(律波羅夷部註 Vol.I Cs: p.207/ PTS: p.242)

⁵ tasmātiha te kassapa evaṃ sikkhitabbam tibbam me hirothappam paccupaṭṭhitam bhavissati thesū navesu majjhimesūcāti 「佛告迦葉。汝應如是學言。我於上中下坐發慚愧心」『善見律毘婆沙』卷七 (T:24.p.718b)。この SP の記述は、相應部經典因緣篇II第五カッサバ相應第 11 「衣經 (Cīvarasutta)」 (SN.I Cs: p.420/ PTS: p.221) に基づいており、訳文は片山一良 [2014] pp. 279-280 による。なお、佐藤密雄『原始仏教教団の研究』(第三章 比丘の入団と依止) を参照。

これら八種の受具足戒は、*Sammohavinodanī-Atthakathā*⁶ *Jhānavibhaṅga-Vaṃṇā* Cs.p.316 にも示されている。その註釈書における、

「それら受具足戒において、白四羯磨得具足戒・遣使得具足戒・以八語得具足戒という三種だけが常法であり、それ以外の受具足戒は釈尊が生きておられた時だけにあったものである」⁷

という一節だけが特殊である⁸。(釈尊が般涅槃された後は、残りの受具足戒は存在しない。)

18. 比丘尼による四種の受具足戒

上記の八種の受具足戒の中、

1. 受重法得具足戒 (*garudhammapatiggahanūpasampadā*)
2. 遣使得具足戒 (*dūtenūpasampadā*)
3. 以八語得具足戒 (*aṭṭhavācīkūpasampadā*)
4. 白四羯磨得具足戒 (*ñatticatutthakammūpasampadā*)

という四種の受具足戒のみが比丘尼たちと関係するものである。残りの四種は比丘尼たちと関係しない。

比丘尼と関係する四種の受具足戒は以下の通り。

1. 受重法得具足戒は、養母ゴータミーのためだけに許可された受具足戒である。
2. 遣使得具足戒も、アツダカーシーのためだけに許可された受具足戒であるという。しかしながら、*Sammohavinodanī-atthakathā* p.316 に、

⁶ これは論蔵中の『分別論』(*Vibhaṅga*) に対するブッダゴースの註釈である。

⁷ *tāsaṃ ñatticatutthakammūpasampadā, dūtenūpasampadā, aṭṭhavācīkūpasampadāti imā tissova thāvarā, sesā buddhe dharamāneyeva ahesuṃ.*

⁸ この *Sammohavinodanī-Atthakathā* において、以八語得具足戒だけではなく、白四羯磨得具足戒および遣使得具足戒の二種の受具足戒を含めた三種の受具を仏滅後の常法であるとされている点は、僧統が仏滅後における正統な比丘尼の受具はただ以八語得具足戒のみであるとする見解と食い違うものであり、故に僧統は「特殊である」とここで指摘している。

「それら受具足戒において、白四羯磨得具足戒・遣使得具足戒・以八語得具足戒という三種だけが常法であり、それ以外の受具足戒は釈尊が生きておられた時だけにあったものである」

と説かれてあるから、アッダカーシーと同様の事件が起こらなかったために他の遣使得具足戒による比丘尼たちは存在しなかったが、もし同様の事件が起きていたならば他にも遣使得具足戒による比丘尼があったであろうと思われる。

3. 以八語得具足戒とは、受重法得具足戒による養母ゴータミーと、養母ゴータミーと共に宮殿を出た、比丘単部僧受具による釈女五百人の比丘尼を除いた、全ての比丘尼に許可された受具足戒である。
4. 白四羯磨得具足戒には、比丘たちのための白四羯磨得具足戒と比丘尼たちのための白四羯磨得具足戒との二種がある。

ここでは、比丘尼たちの白四羯磨得具足戒だけを意味する。この比丘尼たちの白四羯磨得具足戒は養母ゴータミーと共に宮殿を出た釈女五百人の比丘尼のために許可された受具足戒である。

19. 比丘尼僧伽

釈尊は、養母マハーパジャーパーティー・ゴータミーの懇願によって、教えのもとで女人が比丘尼となることの許可を与えられた。以降、釈迦族を始め、バラモンなど四姓から多くの出家を希求する女人たちが教えに入って比丘尼となって、マハーパジャーパーティー・ゴータミー（Mahāpajāpatī-gotamī）長老尼、ケーマー（Khemā）長老尼、ウッパラヴァンナー（Uppalavannā）長老尼、パターチャーリー（Paṭācārī）長老尼、Yasodharā（ヤソーダラー）長老尼など、阿羅漢長老尼たちと共に千人万人を超える比丘尼たちが生み出されて、比丘尼教団は非常に盛んであった。

20. 比丘尼僧伽の衰退

釈尊が般涅槃された後に行われた第一結集・第二結集において、比丘尼について示されることがなかったため、当時の比丘尼教団の様相がいかなるものであったかははっきり知ることが出来ない。しかし、アソーカ（Asoka）王の時代、釈尊涅槃後 235 年に第三結集が行われた後、九つの国・地域へ仏教が伝えられた。そのうち三ヶ国において比丘尼のことが述べられ、残りの六つの国・地域においては比丘尼のことが述べられていないため、当時すでに比丘尼教団が衰退して

いたということが推測される⁹。

21. アパランタ (Aparanta¹⁰) における比丘尼僧伽

アソーカ王時代、仏滅後 235 年に第三結集が行われた後、大徳モッガリブッタティッサ (Moggaliputtatissa) 長老が伝道させた九つの国・地域のうち、比丘尼たちが生じたのは 1. アパランタ (Aparanta) 2. スヴァンナブーミ (Suvāṇṇabhūmi) 3. スリランカ (Sri Lanka) だけであった。

そのうち、アパランタへはヨーナカダンマラッキタ (Yonakadhammarakkhita) 長老を主とした伝道者らが赴いた。ヨーナカダンマラッキタ長老は『火焰喻経』(Aggikkhandhopama-Sutta)¹¹を説かれ、七万の人々がその説法を聴いた。その中、王族から男性千人が比丘となり、比丘尼となった女性が六千人を超えたということを、律波羅夷部註 (Cs: I, p.50/ PTS: I, p.67) では、

「ヨーナカダンマラッキタ長老もアパランタに行き、『火焰喻経』をアパランタの国民たちに説き聞かせて信受させ、七万の人々に法の甘露を飲ませた。王族だけからでも男性千人が出家した。六千人を超える女性らも出家した。」¹²

と伝えている。「王族からさえ男性千人が出家した」と述べられているため、他の様々な族姓からも多くの男性らが出家したのであろう。女性六千人以上が出家するに際し、どんな比丘尼が赴いて女性を出家させたのか、比丘尼教団がどれほどの期間存続したのかなどは述べられていない。故に、アパランタでの比丘尼の法脈は長く住せず短期間で滅びたと思われる¹³。

⁹ 波羅夷部註 (Vol.I. Cs: pp. 50-72/ PTS: pp.67-98)

¹⁰ Aparanta とは「西の果て」の意で、西インドあるいはインドから西側の地方を差す語。

¹¹ 『増支部経典』(Aṅguttara-nikāya) VII. 72, Cs: p.495/ PTS: p.128

¹² yonakadhammarakkhitattheropi aparantakaṃ gantvā aggikkhandhopamasuttantakāya aparantake pasādetvā sattatipārasahassāni dhammāmatam pāyesi, khatthiyakulatoeva purisahasassāni pabbajimsu, sādhikāni ca cha itthisahassāni

¹³ このように考えるのには根拠が薄弱であって実に短絡的であるが、ミャンマーの僧統の学僧らはそのように考えている。以下も同様である。

22. スヴァンナブーミ (Suvāṇṇabhūmi¹⁴) における比丘尼僧伽

伝道した九つの国・地域のうち、スヴァンナブーミには比丘尼教団があった。スヴァンナブーミへ伝道したのはソーナ (Sona) 長老とウッタラ (Uttara) 長老を主とした一団であった。長老らはスヴァンナブーミにて、王族として生まれた赤子を食べるという悪鬼を追い払い、集まってきた人々に『梵網経』(Brahmajāla-Sutta)¹⁵を説いて三帰依および受戒させた。また、その説法によって六万人の人々が聖者となった。そして、若い男子三千五百人と若い女人千五百人とが出家した。これについて、律波羅夷部註 (Vol.ICs:pp.51-52/ PTS:pp.68-69) では、

「ソーナ長老もウッタラ長老と共にスヴァンナブーミに行った。そこで集まってきた多くの人々に『梵網経』を説いて信受させ、帰依させ、受戒させた。また、六万人の人々は法を現観し、若い男子三千五百人と若い女人千五百人が出家した」¹⁶

と述べられている。

ソーナ長老とウッタラ長老がスヴァンナブーミへと伝道したのは、仏滅後 235 年を経た時のことであり、スヴァンナブーミには比丘尼千五百人があったことが述べられている。スヴァンナブーミにおける比丘尼教団について詳しく記録した資料がないため、スヴァンナブーミにおいても比丘尼の法脈は長く存続せず、短期間で消滅したと思われる。

23. スリランカ (Lankādīpa) における比丘尼僧伽

伝道した九つの国・地域のうち、比丘尼僧伽が最も栄えたのはスリランカであった。そこへ伝道に赴いたのは、マヒンダ (Mahinda) 長老を主とした一団であった。

「マヒンダ長老は、イッティヤ (Ittiya) 長老・ウッティヤ (Uttiya) 長老・パッダサーラ (Bhaddasāla) 長老・サンバラ (Sambala) 長老・サンガミッター (Saṃghamitta) (長老尼) の息子沙弥スmana (Sumana) ・マヒンダ長老の甥で不還であった優婆塞バンド

¹⁴ ミャンマーにおける伝説では、Suvāṇṇabhūmi とは現在のミャンマーのことであって、特に Mon 州 Thaton であったと考えられている。

¹⁵ DN.ICs: p.1/PTS: p.1

¹⁶ sonattheropi saddhiṃ uttarattherena suvaṇṇabhūmiṃ agamāsi, tasamiṃ ca samaye sannipatitaṃ mahājanakāyaṃ brahmajālasuttantakathāya pasādetvā saraṇesu ca sīlesu ca paṭiṭṭhāpesi, satṭhisahassānaṃ panettha dhammābhisamayohosi, kuladārakānaṃ adduḍḍhāni saḥassāni pabbajimsu, kuladhūnānaṃ diyaḍḍasahassānaṃ

ウカ (Bhaṇḍuka) と共に、仏滅後 236 年 Nayon¹⁷の満月の日、スリランカはアヌラーダブラ (Anurādhapura) の東にあるミッサカ (Missaka) 山 (後年チェティヤ (Cetiya) 山と呼ばれ、現在はマヒンダレ (Mahindalaya) 山と呼ばれている) に行き、四万人の従者と共に森遊びに来ていたスリランカの王デーヴァーナンプヤティッサ (Devānampiyatissa) に、『小象跡喻経』(Cūḷahatthi-padopama-Sutta)¹⁸を説いた。すると、四万人の従者とデーヴァーナンプヤティッサ王は (仏教に) 皈依した。」(律波羅夷部註 Vol.ICs.pp.52-59/ PTS.pp.70-80)

翌日 (Nayon 満月の次の日)、マヒンダ長老らは、アヌラーダブラに行って宮殿の中で『餓鬼事』(Peta-Vatthu)、『天宮事』(Vimāna-Vatthu)、(『相応部經典』の)「諦相応」(Saccasaṃyutta) などを説かれた。そこで五百人の女人らが預流¹⁹となった。

これについて律波羅夷部註 (Vol.ICs.pp.59-60/ PTS.pp.80-81) には、

「(マヒンダ) 長老は食事が終わると王と従者に法宝の雨を降らせて、『餓鬼事』、『天宮事』、『諦相応』を説いた。長老のその説法を聞いて、それら五百人の女人らが預流果を現証した。」²⁰

とのみ述べられている。

『大史』(Mahāwin Watthu)²¹ p.214 には、マヒンダ長老が都で説法された時、アヌラー夫人 (Anulādevi) も五百人の女人らと共に説法を聴聞して預流果を得た、と述べられている。そのように七日間、法を説いた後には、八千五百の人々が聖者になったという。

マヒンダ長老らが着いて三日後 (Nayon 満月の二日後)、マハーメーガヴァナ (Mahāmeghavana) 園を布施したときに地震があったことが、律波羅夷部註 (Vol.ICs.pp.60-61/ PTS.pp.81-82) に述べられている。『大史』p.217 には、その園を布施する式典において、長老の説法を聴いたアヌラー

¹⁷ ミャンマー暦で、三月のこと。

¹⁸ 『中部經典』(Majjhima-nikāya) 第 27 経 Cs: I, p.232/ PTS: I, p.175

¹⁹ Sotāpanna. 四双八輩のうち最初の境地。この位以上に至った者が聖者と言われる。預流を含めた聖者の位には四つの境地があり、それぞれに向 (magga) と果 (phala) との二種がある。その故に四双八輩と言われる。

²⁰ therō Bhaddakiccāvasāne rañño sapaṇṇaṇassa dhammaratanavassanā vassento petavattūṃ vimānavattūṃ saccasaṃyuttaṃ kathaṃ, taṃ therassa dhammadesanāṃ sutvā tāni pañcapi itthisatāni sotāpatiphalāṃ sacchākaṃsu

²¹ Mahāwin Watthu は『大史』Mahāvamsa のミャンマー語訳の名称である。

夫人と女性五百人らは、一來果²²を得たと述べられている。雨安居の時期に近づいた時、アリッタ (Ariṭṭha) の兄弟五十五人は、マヒンダ長老のもとで出家するため髪を剃るやいなや阿羅漢果²³を得たので、チェティヤ山で阿羅漢六十二人²⁴が（スリランカにおける）最初の雨安居に入った。（律波羅夷部註 Vol.I.Csp.61/PTS.p.82）

雨安居を終えた時、デーヴァーナンピヤティッサ王はマヒンダ長老の指示によって、釈尊の右鎖骨の舍利を納めるための祠堂²⁵を建てた。その時、その右鎖骨の舍利に不思議な力が宿っていることを認めて出家した人々が、およそ三万人あった。

律波羅夷部註 (Vol.I.Cs.pp.62-67/PTS.pp.84-91)

祠堂が建てられた後、デーヴァーナンピヤティッサ王の弟であるマハーナーガ (Mahānāga) 太守の妻であったアヌラー夫人が出家を望んで王にそれを願い出た。そこで王はそれをマヒンダ長老に、「大徳よ、アヌラー夫人が出家を望んでおります。どうかアヌラー夫人の出家をお認め下さい」と懇願すると、マヒンダ長老は「王よ、私たちが女性を出家させることは出来ない。パータリプトラ (Pāṭaliputra) にいる私の妹サンガミッター長老尼を呼び、その際に釈尊の菩提樹も持って来るように手紙を出せば良いであろう」と答えた。

そこでデーヴァーナンピヤティッサ王は、菩提樹と共にサンガミッター長老尼を連れてくるようにと、自分の甥アリッタを公使として送った。そしてアヌラー夫人は、王女五百人・女官五百人と共に十戒を護持して袈裟衣を着て、街の一角に寺院を建てさせて住むようになった。

アリッタ公使は、パータリプトラに行きアソーカ王に事情を伝え、菩提樹と共にサンガミッター長老尼を連れて来たことが、波羅夷部註釈書 (Vol.I.Cs.pp.67-74/PTS.pp.91-100) において詳しく述べられている。しかしながら、アヌラー夫人の出家については特に述べられていない。『大

²² Sakadāgāmin-phala. 四双八輩の第二位。阿羅漢の境地を未だ得ず人としての生を終えたとしても、ただ一度だけ再び人として生まれ変わった後には必ず阿羅漢果を得るとされることから、一來と漢訳される。

²³ Arahant-phala. 四双八輩の第四位。阿羅漢果に至った者はその人生を終えた後、いかなる生も再び受けることなく、生死輪廻から完全に解脱した者とされる。「供養を受けるに相応しい者」とされることから、応供とも漢訳される。

²⁴ 波羅夷註をミャンマー語訳した『波羅夷論復註』(Bhāṭṭakā) には、アリッタの兄弟五十五人にマヒンダ長老を含めた七人を足して六十二人になったかもしれないと示している。また、バンドウカ優婆塞はまだ不還であったが、多数である阿羅漢を優先して阿羅漢六十二人というのであると述べているが、沙弥スマナについては何も言っていない。

²⁵ cetiya. 仏像や仏舍利などを納めて礼拝する祠。thūpa (stūpa 卒塔婆) とは異なって、人などが出入りすることが出来る宗教的建造物。なお、ミャンマーでは cetiya も thūpa も一様に Payā と呼称される。

史』 *Mahāwin watthu* p.268 には「アヌラー夫人は、侍者の女性千人と共に、サンガミッター長老尼のもとで出家し、まもなく阿羅漢果を得た」と記されている。

スリランカにおいて比丘尼教団が最も繁栄していたことを、『島史』(*Dīpavaṃsa*) 第 18 章では、

「サンガミッター長老尼、ウッタラー (Uttarā) 長老尼などの長老尼たちは、瞻部洲 (Jambūḍīpa) からスリランカへ行き、釈尊の教えが永く存続することを望んで、アヌラーダプラ (Anurādhapura) で五種の律²⁶と七種のアビダンマ²⁷を教えた。律に精通し智慧の優れたサッダナムー (Saddhamā) 長老尼・ナンディカー (Nandikā) 長老尼・ソーマー (Somā) 長老尼・ギリディーパー (Giridīpā) 長老尼・ダーシカー (Dāsikā) 長老尼・ダンマパーラー (Dhammapālā) 長老尼などや、偉大な智慧あつて律に精通して智慧の優れたドッタヴァーダー (Dhuttavādā) 長老尼・マヒラー (Mahilā) 長老尼・ソーバナール (Sobhanā) 長老尼・ダンマターパサー (Dhammatāpasā) 長老尼・ナラミッター (Naramittā) 長老尼・サター (Sātā) 長老尼・カーリー (Kālī) 長老尼などは、スリランカで比丘尼となった者たちである。チューラナーガー (Cūlanāgā) 長老尼・ダッター (Dattā) 長老尼・ソーナー (Soṇā) 長老尼・アビンニャター (Abhinñātā) 長老尼・サンハー (Saṇhā) 長老尼・ガミカ (Gamika) 公使の娘であるマハーティッサマー (Mahātiṣṣamā) 長老尼・チューラスマナー (Cūlasumanā) 長老尼・マハースマナー (Mahāsumanā) 長老尼・マハーカーリー (Mahākālī) 長老尼などは、偉大な智慧があつてローハナ (Rohana) ²⁸において徳ある人とされた。アビンニャター (Abhinñātā) 長老尼とサムッダー (Samuddā) 長老尼の二人は特に律に厳しいと言われた。それら全ての長老尼たちは大火炎のように輝き般涅槃に至った」

と伝えている。(第 11 偈～第 42 偈までの概略)

そのように、『島史』には、スリランカでの比丘尼教団において有名であった比丘尼らの名が

²⁶ 五種の律 (Pañca vinaya) とは、Pārājika-kaṇḍa 「波羅夷部」=波羅夷・僧残 (saṃghādisesa) ・不定 (aniyata) ・捨墮 (nissaggiya) 、Pācittiya-kaṇḍa 「波逸提部」=波逸提・提舍尼 (pāṭidesaniya) ・衆学 (sekhiya) 、Mahāvagga (犍度部「大品」) 、Cūlavagga (犍度部「小品」) 、Parivāra (『附随』) という、Vinaya-piṭaka (『律藏』) を構成する五種の内容。

²⁷ Satta abhidhammā Dhammasaṅgī (『法集論』) 、Vibhaṅga (『分別論』) 、Dhātukathā (『界論』) 、Puggalapaññatti (『人施設論』) 、Kathāvatthu (『論事』) 、Yamaka (『双論』) 、Paṭṭhāna (『発趣論』) という、Abhidhamma-piṭaka (論藏) を構成する七種の典籍。

²⁸ 古代スリランカの南東部地方の呼称。

伝えられている。しかし、その比丘尼の法脈がいつ頃絶えたかということは述べられていない。

24. 比丘尼の法脈の断絶

アソーカ時代後半、中国（Majjhimadesa）²⁹において、大衆部（Mahāsaṃghika）や説一切有部（Sabbatthivāda）など様々な部派の影響によって、上座部（Theravāda）という本初の仏教は中国に住み続けることが出来なくなり、中国から離れて外に出た。その頃から、中国インドにおける比丘尼の法脈が断絶したと考えられる。

スリランカにおいて仏滅後400年を過ぎた頃、ヴァッタガーamani・アバヤ（Vattagāmaṇi-Abhaya）が王位についてから五ヶ月ほどの時、ブラフマナ・ティッサ（Brahmanatissa）という盗賊による大きな被害があった。その盗賊ブラフマナ・ティッサによる被害が起きている時、七人のダミラ（Damiḷa）³⁰が軍勢を引き連れて戦争が仕掛けられた。その時、スリランカでは、戦争の災害（saṭṭhantara-kappa）・飢饉の災害（dubbhikkhantara-kappa）³¹が起き、比丘たちの一部はインドへ渡っていった。スリランカに残った比丘たちは山や森に逃げ入って葉や芋などで飢えをしのぎながら、法蔵を絶やさないう命がけで護った。

当時は比丘たちですらそのように困難な状態であったため、比丘に頼っていた比丘尼たちならばなおさらのことだったであろう。

その戦争や飢饉の災害によって、スリランカのバータラ村（Bhātara-gāma）の人々は、その村に頼って生きていたナーガー（Nāga）長老尼に知らせることなく、夜中に村を逃げ出してしまった。ナーガー長老尼と比丘尼十二人は、朝になってから自分たちだけ取り残されたことが分かったということが、『中部経典根本五十経註』（*Mūlaparimāsa-Aṭṭhakathā*） Vol.II Cs:P296/PTS:p.399、『増支部経典註』（*Anguttara-Aṭṭhakathā*） Vol.III Cs.p.93/ PTS.p.197、『長部経典大品註』（*Sutta-Mahāvagga-Aṭṭhakathā*） Cs.p.125/ PTS.p.536などで述べられている。

諸々の註釈書の他の箇所においては、比丘尼たちについて示されている時、同志五百人、千人などと（曖昧に）述べられているが、ここでは十二人とはっきり述べられている。それによって、比丘尼教団がどれほど弱体化していたかを推測することが出来る。その比丘尼十二人以外に、比丘尼というものが他にあったであろうか？この十二人の後、比丘尼の法脈が残存したのか不明で

²⁹ いわゆる仏教中国を指す。仏教徒にとって釈尊が活躍された Magadha 国周辺は世界の中心であった。

³⁰ タミル人（Tamil）。おおそドラヴィダ人に同じ。主に南インドに住する人々。

³¹ 仏教宇宙論では、一中劫の終わりに刀兵（saṭṭhantara-kappa）・疾疫（rogantara-kappa）・飢饉（dubbhikkhantara-kappa）という三つの災害が起るとされ、これを「小の三災」と称する。

ある。

盗賊ブラフマナ・ティッサによる危難が終わってダミラたちを打ち負かした後、ヴァッタガーマニ・アバヤ王が重祚して六年後（仏滅後 450 年）に、法蔵を貝葉（椰子の葉）に刻みつけることが命じられ、また第四結集が行われた。

法蔵を貝葉に刻みつけることが命じられ、また第四結集が行われた時、ナーガー長老尼を主とした比丘尼たちがまだ残っていた可能性があるため、仏滅後 450 年にはスリランカに比丘尼がまだ存在していたと推測されるが、仏滅後 500 年を超えたときには比丘尼の法脈が全く無かったということは明確である³²。

25. 比丘尼僧伽が減じた原因

比丘尼僧伽が減じた原因をはっきり述べることは容易ではないが、

1. 比丘僧伽は比丘尼僧伽が存在することを好まないこと。
2. 比丘より比丘尼となることのほうがより困難であること。
3. （比丘尼の）学処が厳しいこと。
4. 比丘尼たちの学処が容易に犯されること。
5. 優婆塞・優婆夷からの支援が少ないこと。
6. 僧伽団（saṃgha-gaṇa）が分裂して上座部という本初の仏教が弱体化すること。
7. 諸々の大災害が生じた際には比丘僧伽により守られないこと。

等の原因で比丘尼僧伽は消滅したのかもしれない。

1. 比丘僧伽の中、ある大徳たちは比丘尼たちがあることを好ましく思わなかった。
それを明らかにするには、第一結集後、

「（アーナンダは）小小戒を明らかにせず、（釈尊の）袈裟を踏み、（釈尊に）延命を請わず、（釈尊の遺体を）女性に先に礼拝させ、女性の出家を願い出たと責められた。」

33

³² ここでは何故それが明確であるのかの根拠が示されていない。

³³ khode ko ma shin nope ko nin, shi chin yape ma hīn,
mar yahan pyu, taung pan hmute htay su pyit taw tīn.
ミャンマー語によって伝えられる、大徳アーナンダが仏滅後、尊者マハーカッサパによって批判された内容を伝える詩偈。この偈は小品註をミャンマー語訳した『小品複註』に書かれているが、偈の作者は不

という詩偈によって略して述べられている—

- ① 小小戒 (khuddānukhuddaka-sikkhāpada) について明瞭に伝えなかったこと。
- ② 釈尊の袈裟衣を縫う時に足で踏んだこと。
- ③ 釈尊の遺体を女性に優先して礼拝させたこと。
- ④ 釈尊が暗示されたのに延命するよう請わなかったこと。
- ⑤ 女人が出家することを願い出たこと。

という、五つの点について長老たちがアーナンダを批判していることが挙げられる。

上記の五つの批判の中、女人が出家することを願い出たことが含まれていることにより、比丘僧伽の幾人かの長老らは、比丘尼が存在することを好ましく思っていなかったことが知られるのである。律小品 (Csp.486/ PTSp.289) には、

「アーナンダよ、お前は女人が釈尊の教えのもとで出家することを助けた。そのことは悪作である。それが悪作であると認めなさい」³⁴

と述べられている。

そのように、比丘僧伽は、比丘尼たちが存在することを好ましく思っていなかったことが、比丘尼僧伽が早く消滅したことの一因であったかもしれない。

2. 男性たちは出家を望んだならば、(二十歳以上であれば) いつでも沙弥になって具足戒を受け比丘になることが出来る。しかしながら、女性たちはそう容易になることが出来ない。比丘尼になりたい女性は、
 - (a) まず沙弥尼にならなければならない。
 - (b) 沙弥尼になった後、比丘尼僧伽から学の許可 (sikkhā-sammuti) を受けなければならない。
 - (c) 比丘尼僧伽は、白二羯磨 (ñattidutiya kamma-vācā) によって学の許可を与えなければならない。
 - (d) 学の許可を受けたならば、不殺生戒・不偷盜戒・不淫戒・不妄語戒・不飲酒戒・不過中食戒という六種の学処を二年間、受持しなければならない。この式叉摩那の修行はなかなか困難である。二年間、六種の学処を不犯であることは、並たいていの信心・欲求・努力では無理である。もしその二年の間に犯したならば与えられた学を乱したこと (dinnā vā

明である。

³⁴ 律蔵小品第十一「五百結集捷度」: idampi te āvuso Ānanda dukkaṭaṃ, yaṃ tvam mātugāmassa tathāgatappavedite dhammavinaye pabbajjaṃ assukkaṃ akāsi, desehi taṃ dukkaṭaṃ.

sikkhā kupitā) によって、再び学処を受けていない者となる。

- (e) もし二年間不犯であったならば、出家するために比丘尼僧伽から出離の許可 (vuttāna-sammuti) を受けなければならない。
- (f) 比丘尼僧伽は、白二羯磨によって出離の許可を与えなければならない。
- (g) 出離の許可を受けた後、通例通りに、比丘尼僧伽から白四羯磨によって具足戒を受けなければならない。
- (h) 比丘尼僧伽から具足戒を受けた後、比丘僧伽から白四羯磨によって具足戒を受けなければならない。そうして初めて比丘尼となる。(律波逸提 Cs.pp.419-422/PTS.pp.319-321 ; 律小品 Cs.pp.463-467/PTS.pp.271-275)

以上のように、比丘になることより比丘尼になることのほうがより困難であったということも、比丘尼僧伽が早く消滅したことの要因であったかもしれない。

また比丘たちは、自らのもとの、出家を望む男性らの数を問わず回数も無しに、好きなだけ百人千人を超えたとしても出家させることが出来る。一方、比丘尼たちは、自らのもとの、出家を望む女性を隔年でただ一人だけ出家させることが出来る。そのようなことから、比丘尼の数は比丘と同様に多く増えることがない。これも比丘尼僧伽が早く消滅したことの要因であったかもしれない。(律波逸提 Cs.pp.449-450/PTS.pp.336-337)

3. 比丘尼たちの学処は、比丘の学処より多い。比丘たちの学処は二百二十七のみであるが、比丘尼たちの学処は三百十一もある。中でもある学処は、それを受持するのが非常に困難である。例えば、比丘尼が欲心のある男性によって鎖骨の下から膝の上の間のどこかを触られたのを好ましく思っただけで波羅夷罪となる。そのように学処が厳しいことも、比丘尼僧伽が早く消滅したことの要因であったかもしれない。
4. 更に、もし比丘が還俗を望んだとして、ただ在家の服に着替えるだけでは在家に戻ることはない。六種³⁵の事柄によって戒を放棄することで捨戒し在家となる。そして、もし再び出家を望んだならば、出家することが出来る。しかしながら、それと異なって、比丘尼が還俗を望んだ際には学処を捨てる必要はなく、ただ在家の服に着替えただけで在家となる。

³⁵ 心 (citta) ・ 田 (khetta) ・ 常時 (kāla) ・ 努力 (payoga) ・ 人 (puggala) ・ 識知 (vijānana) の六種。それぞれ、還俗を望む意思があること・戒を放棄すること・現在時であること・(その意思を努めて) 言葉にすること・他者に言うこと・ (聞いた者がその意味を) 理解することを、その内容とする。

そして再び出家することは出来ない。波羅夷罪³⁶である。（律小品註 Csp.474/ PTS: p.280 ; 律小品註 Csp.131/ PTSp.1295 ; 律波羅夷部註 Vol.IICsp.103/ PTSp.516）

そのように、比丘尼の学処はたやすく破られてしまうことも、比丘尼僧伽が早く消滅したことの一因であったかもしれない。

5. 比丘尼たちは、比丘たちのように優婆塞・優婆夷の支援を得られず、利得が少ない。仏陀と共に比丘五百人・比丘千人に食事や袈裟衣などを布施したという話は三蔵に多く見られるが、比丘尼五百人千人を招待して食事や袈裟などを布施したという話はほとんど見られない。釈尊の比丘尼弟子中の第二に挙げられ、偉大な神通力のある優れた声聞、ウッパラヴァンナー（Uppalavannā 蓮華色）長老尼は、サーヴァッティ（Sāvatthi 舍衛城）のアンダヴァナ（Andhavana 安陀林）において、昼時に捨てられた肉を拾って料理を作り、ラージャガハ（Rājagaha 王舎城）のヴェールヴァナ（Veḷuvana 竹林精舎）におられた釈尊に供養しようと望み、神通を用いて行った。しかしその時、釈尊は鉢鉢中であつたため、「釈尊にこの食事を渡してください」と大徳ウダーイン（Udayin 優陀夷）に手渡した。するとその際、大徳ウダーインが、比丘尼ウッパラヴァンナーの着ている衣が欲しいと頼むと、「大徳よ、私たち女人は利得が少ないのです。これは私の五枚目の最後の衣です。差し上げることはできません」³⁷と言った。（律波羅夷部註 Csp.309/ PTSp.209）

この話によって、比丘尼に対する優婆塞・優婆夷の支援が少なく、比丘尼たちの利得が少なかったということが明らかである。これも比丘尼僧伽が早く消滅したことの一因であったかもしれない。

6. 第二結集が終わった時、ヴァッジー（Vajji 跋耆）の比丘たちは、阿羅漢や大長老らの決定に賛同せず、大衆部（Mahāsaṃghika）という名の別の部派を作った。その後、さらに異なる十八の部派にまで分かれていった。その十八部派において上座部という原初の部派だけは釈尊の教えの通りに守り、他の部派は釈尊の教えを自分の好きなように改修したり、欠落させたり、加上したりした。さらにその後、それら様々に異なった部派は統合して、

³⁶ ここでは、比丘尼が在家の服に着替えることだけで波羅夷罪になるかのように言われている。しかしながら、ここでの真意は、（波羅夷罪を犯していなかったとしても）還俗した比丘尼はもう決して再び比丘尼となることは出来ないということである。比丘尼にとって還俗することは、あたかも波羅夷罪を犯した比丘が二度と比丘となることが出来ないようなものであることから、（適切ではないであろうが）「波羅夷罪である」と表現されているに過ぎない。

³⁷ mayam kho bhante mātugāmā nāma kicchālabhā, idaṃca me antimaṃ pañcamam cīvaram, nāham dassāma.

大乘という名で広まった。その大乘の派の影響によって上座部という本初の仏教は、中国インドにすることが出来なくなり、インドから外に離れた³⁸。

これもインドにおいて、比丘尼僧伽が早く消滅したことの要因であったかもしれない。

7. インドにおいて比丘尼僧伽が消滅した後も、スリランカには比丘尼僧伽が存続したが、盗賊プラフマナ・ティッサによる被害が幾度も生じたため、自身らも生活に困窮していた比丘たちは比丘尼たちを庇護することが出来なかった。女人たちは危機が多く被害を受けやすい。

これも比丘尼僧伽が早く消滅したことの要因であったかもしれない。上記の様々な原因により、比丘尼僧伽は仏滅後五百年以内に消滅したと考えられる。

26. 現代の上座部仏教において比丘尼は存在出来ない

上座部

上座部とは、第一結集から第六結集まで六度の結集をした聖典 (Pāṭi)・註釈書 (Aṭṭhakathā)・複註書 (Tīkā) などの法蔵を意味する、という『僧伽組織の基礎規則』³⁹に従って言えば、「上座部仏教」とは、仏陀の教えを改変せず、欠落させず、加上せず、六度の結集による法蔵をそのまま護持する、マハーカッサパ (Mahākassapa) 長老を始めとする阿羅漢たちの法脈を継承する仏陀の教えである。

上座部仏教徒の比丘たちは、マハーカッサパ長老などの阿羅漢たちの時代から現代まで、仏陀の教えを改変せず、欠落させず、加上せず、恣意的に定義せず、昔の通りに守っている。

故に、現代の上座部仏教において比丘尼の存在を承認すべきか否かを判断する時には、六度結集された上座部仏教の三蔵に基づいて決定する。

27. 比丘尼僧伽から具足戒を受けていない女性に比丘尼僧伽は具足戒を与えてはならない

釈尊は、成道後の五年目、ヴェーサーリーの大林重閣講堂における雨安居中に、養母マハーパ

³⁸ 大乘仏教に関するこの記述は歴史的には全くの誤りであるが、原書の通りに訳出した。

³⁹ Thanga Aphawasee Achegam Seemyin (Principles of Sangha Organization), Ch-1, Prag-2, p.20.

僧統によって上梓された、上座部の教学や僧伽を統制するための諸規定を記載する書。

ジャーパティー・ゴタミーの出家の願いに基づき、八重法のうち第六重法で、両僧伽において具足戒を受けなければならないとして、両部僧受具の比丘尼を許可された。しかし、釈女五百人が出家する時にはまだ比丘尼僧伽がなかったため、

「比丘たちよ、比丘は比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する」

と、比丘僧伽が女性たちに具足戒を与えるよう、補制（anupaññatti）として単部僧受具の比丘尼を許可されたのである。その釈女五百人が比丘尼となって以降は、比丘尼となることを望む女性は両部僧受具に従って、まず比丘尼僧伽から具足戒を受けた後に比丘僧伽から具足戒を受ける慣わしとなった。釈女五百人以外、釈尊の時代から仏滅後 2500 年を越えるまで、比丘僧伽単部から具足戒を受ける慣わしは上座部仏教には全く無かった。

比丘尼僧伽から具足戒をまだ受けていない女性に比丘僧伽が具足戒を与えてはならないことを、律波羅夷部註（Vol.I Csp.67/ PTSp.91）では、

その時、アヌラー夫人は出家したいことを（デーヴァーナンピヤティッサ）王に伝えた。王は彼女の言葉を聴いて、（マヒンダ）長老に、「大徳よ、アヌラー夫人は出家を望んでいます。彼女を出家させてください」と言った。（すると大徳は）「大王よ、私たちは女性を出家させることは出来ません。パータリプトラに私の妹でサンガミッター長老尼という者がいます。彼女を呼んで来てください」（と言った）。⁴⁰

と述べられている。

ここで「私たちは女性を出家させることは出来ません」という言葉は、比丘尼たちから具足戒を受けていない女人に比丘たちが先に具足戒を与えてはならないという意味で言ったのである。比丘尼僧伽から具足戒を受けた単部僧受具の比丘尼に、比丘僧伽が再び具足戒を与えなければならないのである。そのようなことから、「パータリプトラに私の妹でサンガミッター長老尼という者がいます。彼女を呼んで来てください」と言ったのである。

「私たちは女性を出家させることは出来ません」というマヒンダ長老の言葉を嘘であると勝手に考えてはならない。嘘であると複註書などには述べられていない。比丘尼たちからまず具足戒を受けていない女人たちに、比丘たちが具足戒を与えてはならないため、「私たちは女性を出家させることは出来ない」と言ったのである。

⁴⁰ tasmim kho pana samaye anulādevī pabbajjitukāmā hutvā rañño ārocesi, rājā tassā vacanaṃ sutvā therāṃ etad avoca “anulā bhante devī pabbajjitukāmā, pabbajetha tan”ti, na mahārāja amhākaṃ mātugāmaṃ pabbajetum kappati, pāḷiputte pana mayhaṃ bhaginī saṃghamittattherī nāma atthi, taṃ pakkosāpehi.”

28. 単部僧受具制は消滅した

比丘僧伽単部から具足戒を受ける単部僧受具制を釈尊が無効とされなかったため、単部僧受具制はまだ消滅していないと、ある学僧たち⁴¹は考えているが、単部僧受具制はすでに無効とされたことは *Vajirabuddhi-ṭīkā* (p.237) に、

「両部僧受具とは、(比丘尼が) 比丘たちの面前で具足戒を受けて出家することを禁じたが、以降も比丘僧伽単部から具足戒を受けることがあるのを恐れられて、このように両部僧受具と仏陀が説かれたと知られるべきである。」⁴²

と述べられている。

29. 概要

この *Vajirabuddhi-ṭīkā* の一説は、『律蔵』波羅夷部 (*Pārājikakāṇḍa*)・捨墮法 (*Nissaggiyakāṇḍa*)・「浣故衣学処」(*Purāṇacivara-sikkhāpada*) で説かれている、「比丘尼」という語を解釈する、(同学処に対する経分別の)「比丘尼とは両部僧受具した者のことである」(*bhikkhunī nāma ubhato saṃghe upasampannā*) という一節を明らかにするものである⁴³。

「比丘尼とは両部僧受具した者のことである」という解釈は、浣故衣学処における「比丘尼」という語についてのもので、「比丘尼とは比丘・比丘尼の両僧伽から具足戒を受けた者である」という意味である。

そこで複註書の論師は、「比丘尼には、比丘たちによって出家する比丘尼、比丘・比丘尼の両僧伽によって出家する比丘尼と二種あるのに、何故に「両部僧によって具足戒を受けなさい」と

⁴¹ Ashin-Ādeksawuntha (アシン・アーディッサワンタ) のことであろう。本稿前篇 pp. 105-107 および同註 31 を参照。

⁴² *Vajirabuddhi-ṭīkā* 原文は以下の通りであるが、本書では適宜に言葉を補った上でミャンマー語訳されている：ubhato saṃghe upasampannāti bhikkhūnaṃ santike upasampadāya paṭikkhittatā tadanupasaṅgabhayā evaṃ vuttanti veditabbaṃ. なお、この一文については次節で詳しく述べられている。

⁴³ 捨墮法第四条使非親尼浣故衣戒：「いずれの比丘といえども、非親里の比丘尼をして、故衣を浣わしめ、あるいは染めしめ、あるいは打たしむるならば、尼薩耨波逸提である。」(Yo pana bhikkhu aññatikāya bhikkhuniyā purāṇacivaraṃ dhovāpeyya vā rajāpeyya vā ākoṭāpeyya vā, nissaggiyaṃ pācitiyaṃ.) (平川彰著作集第 15 巻『二百五十戒の研究 II』、124 頁)；同経分別「比丘尼とは両部僧受具した者のことである」(*bhikkhunī nāma ubhato saṃghe upasampannā*) CS. p. 307/PTS. III, p. 206

釈尊は説かれたのか」との疑問に対し、

「比丘尼には、比丘たちによって出家する比丘尼と、比丘・比丘尼の両僧伽によって出家する比丘尼との二種ある。比丘たちによって出家して比丘尼となることは既に無効とされたが、その比丘たちによって出家する比丘尼たちがさらに含められることを恐れ、以降は含められないように「両部僧によって具足戒を受けなさい」⁴⁴と釈尊が説かれたのである」と復註書の論師は記している。

さらに、単部僧受具制の消滅したことを、*Vajira*の一節（p.92）では、

「これが、ここで意味する比丘である（*ayaṃ imasmiṃ atthe adhippeto bhikkhu*）という言葉は、既に無効となった三帰得具足戒を許可されたと思ひ込むことを恐れられて説かれたのであると、ウパティッサ（*Upatissa*）長老は言われた。（姪法をなした比丘が波羅夷の）罪過となり得るということについて、その三帰得具足戒も説かれたら、以前既に無効となった三帰得具足戒を、再びそのように説かれる（釈尊）が許可されたという誤解や疑いが比丘たちに生じるので、（その三帰得具足戒は）説かれなかった、と言われたのである。その言葉は、「比丘尼とは両部僧受具した者のことである」というこの一節に当たる。この「比丘尼とは両部僧受具した者のことである」という言葉は、釈女などの比丘尼たちに許可された比丘単部僧受具がそれ以後も適用されることを恐れて説かれたものである」⁴⁵

⁴⁴ ubhatoṣaṃghe upasampannāti bhikkhūnaṃ santike upasampadāya paṭikkhitatā tadanupasaṅgabhayā evaṃ vuttanti vedittabbaṃ

⁴⁵ *ayaṃ imasmiṃ atthe adhippeto bhikkhūti* paṭikkhitāya saraṇagamanūpasampadāya anuññātapasaṅgabhayāti upatissatthero, āpattiyaṃ bhabbatāṃ sandhāya tasmimpi vutte pubbe paṭikkhitāpi sā puna evaṃ vadantena anuññātāti bhikkhūnaṃ micchāgāho vā vimati vā uppajjati, tasmā na vuttāti vuttaṃ hoti, taṃ “bhikkhūni nāma ubhatoṣaṃghe upasampannā” ti (pāci. 161) iminā sameti. idaṃhi sākiyādinaṃ anuññātaupasampadāya anupabandhabhayā vuttaṃ. ここで註釈されている律本文は以下の通りである：

「いずれの比丘といえども、諸比丘の学と戒とを具足しつつ、学を棄てずして、（また）力弱きことを明言せずして、姪法を実行するならば、乃至、畜生とするに至るまで、波羅夷にして、共に住すべからざるなり。」（*yo para bhikkhu bhikkhūnaṃ sikkhāsāṃjīvasamāpanno sikkhaṃ apaccakkhāya dubbalyaṃ anāvikatvā methunaṃ dhammaṃ paṭiseveyya antamaso tiracchānagatāyapi, pārājiko hoti asaṃvāso*）（平川彰著作集第15巻『二百五十戒の研究Ⅰ』、157-158頁）。

「比丘とは、乞求比丘・乞求に従事する意味の比丘・割截衣を着する意味の比丘・名字比丘・自称比丘・喜来比丘・三帰依により具足戒を得た比丘・賢比丘・堅比丘・有学比丘・無学比丘・和合僧伽の白四羯磨により、遮難なく処を得て具足戒を得た比丘である。この中、かの和合僧伽の白四羯磨により、遮難なく処を得て具足戒を得た比丘、これが、ここで意味する比丘である」（*bhikkhūti bhikkhakoti bhikkhu, bhikkhācariyaṃ ajjhupagatoti bhikkhu, bhinnapaṭadharoti bhikkhu, samaññāya bhikkhu, paṇiññāya bhikkhu, ehi bhikkhūti bhikkhu, tīhi saraṇagamehi upasampannoti bhikkhu, bhadro bhikkhu, sāro bhikkhu, sekho bhikkhu, asekho bhikkhu, samaggena saṅghena fātticatutthena kammaṇa akuppena thānārahena upasampannoti bhikkhu. tatra vyāyamaṃ*

と知られる。この *Vajira* の言葉で単部僧受具制は既に消滅したということは明瞭である。他にも比丘単部僧受具比丘尼について律波羅夷部註 (Vol.II.Csp.242/ PTS:p.662) には、

「比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人である」

とあり、*Sārattha*. Vol.III.p.43 や *Vimati*. Vol.II.p.21 には、

「比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人あるいは（比丘から）性転換して（比丘尼となった）者らである」⁴⁶

とあり、*Sārattha*. Vol.III.pp.111-112 には、

「そのとき、マハーパジャーパティ・ゴータミーと一緒に行って出家した釈女五百人は、比丘僧伽だけによって具足戒を受けた、単部僧受具の比丘尼である」

とある。

bhikkhu samaggena saṅghena ṇatticatutthena kammena akuppena thānārahena upasampanno, ayaṃ imasmiṃ atthe adhippeto bhikkhūti. (CS. p. 28/ PTS. p. 24) (平川前掲書 176 頁)

⁴⁶ 比丘と比丘尼の性転換については律に以下のような記述があるのは事実だが、それは比丘尼の単部僧受具が現在において認められないことの根拠には全くなりません。

tena kho pana samayena aññatarassa bhikkhuno itthilīṅgaṃ pātubhūtaṃ hoti. bhagavato etamatthaṃ ārocesuṃ. “anujānāmi, bhikkhave, tanyeva upajīhaṃ tameva upasampadaṃ tāniyeva vassāni bhikkhūhi saṅgamitūṃ. yā āpattiyo bhikkhūnaṃ bhikkhūhi sādharmaṃ tā āpattiyo bhikkhūnaṃ santike vuṭṭhātūṃ. yā āpattiyo bhikkhūnaṃ bhikkhūhi asādharaṇā tāhi āpattihi anāpatti”ti.
tena kho pana samayena aññatarassa bhikkhuniyā purisalīṅgaṃ pātubhūtaṃ hoti. bhagavato etamatthaṃ ārocesuṃ. “anujānāmi, bhikkhave, tanyeva upajīhaṃ tameva upasampadaṃ tāniyeva vassāni bhikkhūhi saṅgamitūṃ. yā āpattiyo bhikkhūnaṃ bhikkhūhi sādharmaṃ tā āpattiyo bhikkhūnaṃ santike vuṭṭhātūṃ. yā āpattiyo bhikkhūnaṃ bhikkhūhi asādharaṇā tāhi āpattihi anāpatti”ti. (MV. Pārājikakaṇḍa, Pathamaṃpārājika, Vinītavatthu, CS. Vin. 1 p. 43/ PTS: Vin. 1 p.35; 南伝大蔵經第一卷律藏一 55 頁)

その時一人の比丘に女根が生じた。世尊にこの意義を述べた。「比丘たちよ、(比丘だった時の) その同じ和尚、その同じ具足戒、その同じ法臘と、比丘尼たちと共住することを私は許可する。比丘たちの比丘尼たちと共通な罪は比丘尼たちの前で出罪することを私は許可する。比丘たちの比丘尼たちと共通でない罪については無罪である。」と。

その時一人の比丘尼に男根が生じた。世尊にこの意義を述べた。「比丘たちよ、(比丘尼だった時の) その同じ和尚、その同じ具足戒、その同じ法臘と、比丘たちと共住することを私は許可する。比丘尼たちの比丘たちと共通な罪は比丘たちの前で出罪することを私は許可する。比丘尼たちの比丘たちと共通でない罪については無罪である。」と。

漢訳諸律にも対応箇所がある(四分律、大正 22 卷 p.813b; 五分律、同 p.119a; 十誦律、大正 23 卷 p.295a ~b 及び 456b; 摩訶僧祇律、大正 22 卷 p.547c)。なお、比丘と比丘尼の性転換の問題については、他の種々の資料と共に詳細に検討した別稿を準備している。

養母ゴータミーと共に出て来た釈女五百人と比丘から性転換した比丘尼だけが比丘単部僧受具比丘尼であると述べられているため、釈女比丘尼五百人と比丘から性転換した比丘尼以外、他に比丘単部僧受具比丘尼はいないと確定していることを覚えておくべきである。

30. 単部僧受具によって比丘尼になることは既に不可能である

比丘単部僧受具は元来、養母マハーパジャーパティー・ゴータミーと共に宮殿を出た釈女五百人のために認められたものである。それによって比丘尼になることを（後に仏陀が特に）禁じられなかったため、現在も比丘単部僧受具により比丘尼となることは可能であるとある人々は考えているようである。それ故に、比丘僧伽だけによって女人が比丘尼となることは既に不可能であることを、少し説明する。

上に示してきたことをより詳しく検討するだけでも、今や比丘尼たちがもう存在し得ないことを受け入れられるであろう。しかしながら、比丘単部僧受具によって比丘尼となることを、仏陀は禁じられなかったと、ある人々は誤解した。実は、比丘単部僧受具によって比丘尼となり得た時は、いまだ比丘尼僧伽が無かったために、特例として許可されていたに過ぎない。比丘単部僧受具により比丘尼となることを許可される前から既に制されていた八重法における、

「二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない」

という第六重法で、比丘単部僧受具によって比丘尼となることは、既に禁じられていたのである。

八重法は制 (*paññatti*) ではないと言う人々は、律附随 (*Parivāra-pāṭi*) に説かれている九つの制 (*nava-paññatti*) に気づいていないと思われる。実は附随での九つの制にある不随犯制 (*anuppannapaññatti*) とは八重法のことである⁴⁷。そのようなことから、

「アーナンダよ、それと同様に、私は比丘尼たちに八重法を予め制したのである。生涯犯してはならない」⁴⁸

⁴⁷ *paññatti, anupaññatti, anuppannapaññatti, sabbatthapaññatti, padesapaññatti, sādharānapaññatti, asādharānapaññatti, ekatopaññatti, ubhatopaññatti.* (Vin.Parivāra.CS.p.1 / PTS.p.2) 「制、随制、不随犯制、遍制、限定制、共通制、不共通制、単部僧制、両部僧制」。

⁴⁸ *evameva kho Ānanda mayā paṭikacceva bhikkhunīnaṃ aṭṭhagarudhammā paññatā, yāvajīvaṃ anatikkamanīyā* (Cūḷavagga Cs. p. 447 / PTS. p. 257). 本稿前篇 p.116 参照。

と釈尊は説かれたのである。律附随註 (Csp.138/PTS.p.1303) にも、

「詳しく言うならば、この不随犯制とは、罪を犯すのを予防する制である。その不随犯制は八重法として比丘尼のためだけにある。他にはない」⁴⁹

と説かれている。

八重法は、比丘尼たちにとって命と同様に護持すべきものであるため、比丘尼僧伽がある以上は護持すべきであると望んで、比丘尼たちの嚆矢であるマハーパジャーパティー・ゴータミーが、比丘尼となる前から制されたのである。

比丘尼たちが存続するために最も重要な制である八重法を護持しなければ、比丘尼たちは存続することは出来ない。その八重法にある比丘僧伽・比丘尼僧伽の両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない (ubhatosamghe upasampadā pariyesitabbā) という制を尊重せずに、比丘僧伽単部によって比丘尼となることは、比丘尼僧伽が存続するために最も重要な律制⁵⁰に違犯することである。比丘尼僧伽が存続するために最も重要な律制に違犯して比丘尼となった比丘尼は、律に従って生きている上座部仏教徒たちには受け入れられない、名目だけの贗物の比丘尼である。本物の比丘尼とはなり得ない。

その贗物の比丘尼たちに従って、現代において両部僧受具の比丘尼となる人々は、本物の比丘尼ではないことは言うまでもないことであろう。この重法の制により比丘単部僧受具によって比丘尼となることは既に無効であるから、比丘単部僧受具という言葉の説明する全ての註釈書や複註書などに、比丘単部僧受具によって比丘尼となることを許可された事由は釈女五百人と比丘から性転換した比丘尼たちだけであると、述べられるのである。パーリや註釈書や複註書などを詳しく検討してみれば、比丘単部僧受具によって比丘尼となることは既に禁じられていることを、疑いなく受け入れられるであろう。

両部僧受具重法 (ubhatoupasampanna-garudhamma) は既に制されていたが、いまだ比丘尼僧伽が成立していなかったため、釈女五百人のため特例として比丘単部僧受具制を許可されたのは、法主⁵¹・法王⁵²である釈尊の、仏陀の境界⁵³のみによる。現代、比丘尼僧伽は存在していないため、比丘単部僧受具によって比丘尼となり得るとして、仏弟子⁵⁴たちが釈尊の重法を犯すことは全く

⁴⁹ *ayaṃ hi anuppannapaṇṇāti nāma anuppanne dose paṇṇattā, sā aṭṭha-garudhammavasena bhikkhunīnaṃyeva āgatā, aññatra natthi.* (Vin.Parivāra-aṭṭhakathā. CS. p. 138/PTS. p. 1303)

⁵⁰ *vīṇāyapaṇṇāti.*

⁵¹ *dhammissara.*

⁵² *dhammisāmi.*

⁵³ *buddhavisaya.*

⁵⁴ *sāvaka.*

相応しくない。そのようなことから、比丘尼僧伽の法脈が消滅した現代において、比丘たちのもとで比丘尼となり得るとする見解は誤ったものであり、正法のために非常に危険な思考である。

31. 単部僧受具によって比丘尼となることが特に禁じられなかったことについて

仏陀となられたばかりの成道初年には、比丘たちのために、帰依によって比丘となること（三帰得具足戒）を許可されていた。しかし後年、三帰得具足戒を釈尊自身は無効とされたのとは違い、釈女五百人のため許可された比丘単部僧受具によって比丘尼となることを無効とされなかった。このことと、三帰得具足戒を無効とされたことを比較して、批判を加えたい者があるかもしれないため、これについて説明する。

三帰得具足戒を許可されたことと、比丘僧伽単部によって比丘尼となることを許可されたこととは同様ではない。

「比丘たちよ、今より、諸々の地方において（人を）出家させ具足戒を与えることを許す」⁵⁵

と、律大品（Csp.29/PTSp.22）において、三帰得具足戒を許可された。それは全ての出家を求め人々のため、その人々のいる全ての地方において許可されたものであって、広範に渡るものである。そのように、広く許可された三帰得具足戒を無効とされなかったならば、以降も（その出家法が）継続されたであろう。その故に、三帰得具足戒の許可を、釈尊自身が無効とされたのである。

比丘尼たちのために、比丘単部僧受具すなわち比丘僧伽単部によって比丘尼となることを許可されたことは、三帰得具足戒の許可とは全く異なる。比丘単部僧受具を許可される前から、比丘尼たちの存続のために最も重要な制である（八）重法制⁵⁶において、比丘僧伽・比丘尼僧伽の両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない（ubhatosanghe upasampadā pariyesitabbā）という制が既にあり、比丘単部僧受具を、釈女五百人が比丘尼となるためだけに、マハーパジャーパティー・ゴータミーの願いに依って許可されたのであって、（後にそれを）特に無効とする必要は無かったのである。第六重法によって、それは（本来的には）無効とされているのである。よって、註釈書や複註書などにおける、比丘単部僧受具比丘尼についての全ての解釈は、釈女の比丘尼五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者たちだけを対象として述べられたものと

⁵⁵ anujānāmi bhikkhave tumheva dāni tāsū tāsū disāsu tesu tesu janapadesu pabbājetha upasampādettha.

⁵⁶ garudhamma-paññatti.

しているのである。このことだけで、現代においては比丘単部僧受具すなわち比丘僧伽単部によって比丘尼となることの許可が、もはや無効となっていることは、疑いの余地が無いことと知るべきである。

32. 比丘たちは女人を沙弥尼にさえしてはならない

比丘たちは、比丘尼僧伽から具足戒を受けていない女人に具足戒を与えてはならないだけでなく、比丘たちは女人を沙弥尼にさせることさえ出来ない。それを律大品註 (*Vinaya-Mahāvagga-Atthakathā*) p.248⁵⁷には、

「そのように、比丘だけにより（男性は）出家する。[比丘] 以外の者は男性を出家させることは出来ない。比丘尼以外の者は女性を（出家させることは出来ない）。」⁵⁸

と説かれている。

33. 決議の概略

上に示した通り、律本文、註釈書、複註書などに、以下のように述べられている。

- (ka) 八重法の第六重法に「比丘僧伽・比丘尼僧伽の両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない」と釈尊自身が制されていること。
- (kha) 比丘単部僧受具制は、比丘尼僧伽が未だ存在しなかった時、釈女五百人のためだけに許可された補制であること。
- (ga) その比丘単部僧受具制も既に無効となっていることが、(複註書) *Vajira* で述べられていること。
- (gha) 比丘尼僧伽から未だ具足戒を受けていない女人に、比丘僧伽は具足戒を与えてはいけなと註釈書において直接に述べられていること。
- (ña) (比丘僧伽より) 先に具足戒を与えるべき比丘尼僧伽の法脈が既に消滅していること。
- (ca) 釈女五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者以外に、比丘単部僧受具比丘尼は存在しないこと。

⁵⁷ 律大品大健度出家事 (*Vinaya Mahāvagga Mahākhanda Pabbajjakathā*)

⁵⁸ *evaṃ bhikkhunāva pabbajito hoti, purisaṃ hi añño pabbājetum na labhati, mātuḡamaṃ bhikkhunito añño*

以上のことから、「現代の上座部仏教において比丘尼は全く存在しない。また、比丘尼になることは全く不可能である」と知るべきである。

34. 現代の上座部仏教において比丘尼になり得る可能性を仮定として示す

現代の上座部仏教において比丘尼となる機会はないということを、根本原則⁵⁹によって詳しく記したが、これ以上の疑念が残らないように、比丘尼になれる機会があることを仮定⁶⁰によってさらに示す。 *Vimati*. Vol.II p.21 に、

「比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人あるいは（比丘から）性転換して（比丘尼となった）者らである。彼女たちは単部僧受具であった。教授する比丘は必ず波逸提である。」⁶¹

とあり、*Sāvattha*. Vol.III p.43 には、

「比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人あるいは（比丘から）性転換して（比丘尼となった）者らである」⁶²

とあり、*Vajira* p.238 に、

「比丘から性転換して（比丘尼となった）者らは釈女の比丘尼五百人のように単部僧受具となる。」⁶³

と述べられていることにより、男性の比丘が男根⁶⁴から女根⁶⁵に変わった者は、比丘尼僧伽から再び具足戒を受ける必要はない。男性の比丘として比丘僧伽から受けた具足戒は毀損していないため、釈女の比丘尼五百人のように単部僧受具の比丘尼である。

そのような、比丘から性転換した単部僧受具の比丘尼たちを、もし辺境（*Paccanta-desa*）の土地では五人⁶⁶、中国（*Majjhima-desa*）では十人⁶⁷集めることが出来たならば、まずその比丘尼たち

⁵⁹ pakati niyama.

⁶⁰ parikkappa.

⁶¹ bhikkhūnaṃ santike upasampannā nāma parivatthalīṅgā vā pañcasatasākiyāniyo vā, etā pana ekato upasampannā ovadantassa pācittiyameva.

⁶² bhikkhūnaṃ santike upasampannā nāma parivatthalīṅgā vā pañcasatasākiyāniyo vā.

⁶³ bhikkhussa līṅgaparivatthane ekato upasampannāya vasena āpatti sākiyānīnaṃ viya.

⁶⁴ purisa-līṅga.

⁶⁵ itthi-līṅga.

⁶⁶ pañca vagga. 辺境の地方で比丘が十人存在しない場合は、五人による受具が許される。

⁶⁷ dasa vagga. 受具足戒は本来的には十人以上の比丘が界内にあって、その全員の許可を得ることに依って成

から具足戒を受けて後に比丘僧伽によって具足戒を受けることにより、以八語得具足戒の比丘尼となることが出来るであろう。

そのように言うことは出来るけれども、現実として男性の比丘から性転換して比丘尼となった比丘尼僧伽の五人または十人を同時に探し出すことは、ほとんど不可能である。もし比丘から性転換した比丘尼僧伽の五人または十人を見つけ出すことが出来るのであれば、(正統な)比丘尼となる可能性があるということを知らせるため、また更なる疑念が残らないようにするために、仮定によって述べたと考えるべきである。

例えば、五無間業⁶⁸における破僧業⁶⁹の報は一劫⁷⁰のあいだ続くことを示そうとする時、「世界の成劫であれ住劫であれ、破僧によって阿鼻地獄⁷¹にあり続け、壞劫の世界が減びる時となってようやく阿鼻地獄から出ることが出来る。しかし、もし明日世界が減ぶならば、今日破僧業を犯したとしても、明日阿鼻地獄から出られるであろう。一日だけ地獄に落ちるのだ」などと述べてから、「だが、そのようなことはありえない。」(evam karamaṃ pana natthi) と。『分別論註釈』(Sammohavinodanī) や『増支部經典註釈』(Āṅguttara-aṭṭhakathā) や『中部經典後分註釈』(Uparipamāsa-aṭṭhakathā) などの註釈書にて説いているのと同様である。⁷²

これら註釈書の「明日世界が減ぶならば、今日破僧業を犯したとしても、明日阿鼻地獄から出られるであろう。一日だけ地獄に落ちるのだ」という言葉は、破僧業は一劫中の報いをもたらすことを言う際、世界が減びる一日前に破僧を犯したとしても、世界が減びてしまえばその報いも終るであろうということを述べるために、仮定によって示されたものである。

しかしながら、世界が減びる一日前に破僧業を犯すことはありえない。破僧しようにも、そのときには既に僧伽など存在しないためである。それと同様に、もし比丘から性転換した比丘尼の僧伽五人または十人があれば、現在においても比丘尼となれるであろうという言葉も、あくまで比丘から性転換した比丘尼の僧伽五人または十人があったならば比丘尼となり得ることを、更なる疑念が残らないようにと、仮定して述べたのである。しかし比丘から性転換して比丘尼となった者の僧伽五人または十人を集めることなどありえない。

上に「現代の上座部仏教において比丘尼は全く存在し得ない」という言葉を、根本原則によっ

立する。

⁶⁸ pañcānantariya kamma

⁶⁹ saṃghabheda kamma. 僧伽の和合を破る行為。

⁷⁰ kappa. 仏教の世界観における一つの宇宙の誕生から滅亡までの宇宙論的時間。一劫はまた、成劫・住劫・壞劫・空劫に分けられる。

⁷¹ Avīci. 絶え間ない苦しみで苛まれ続けるという最下層の地獄。

⁷² Sammohavinodanī-aṭṭhakathā. pp.409-410/ Āṅguttara-aṭṭhakathā. Vol.I.p.357/ Uparipamāsa-aṭṭhakathā.p.78

て論じた。そして、根本原則によって述べるべきことも、*Sārattha* Vol.II,p.399 には、

「この（学処）において、（比丘尼は）五百人の釈女たちについて、及び比丘となってから性転換した比丘尼たちについては、単部僧受具の比丘尼であり得るが、根本原則のみによって示すために「比丘尼とは両部僧受具した者である」と（釈尊が）説かれた。」⁷³

と述べられている。

それを詳しく言うならば、浣故衣戒における、「いずれの比丘と言えども親族ではない比丘尼に（古い袈裟衣を洗わせたり、染めさせたり、打たせるならば、捨墮である）」という条項（学処）での「比丘尼」という言葉の解釈について、「比丘尼とは両部僧受具した者である」と釈尊は説かれた。この学処において、単部僧受具比丘尼と両部僧受具比丘尼のいずれの場合でも、（親族ではない比丘尼に）古い袈裟衣を洗わせる比丘は罪⁷⁴となる。この「比丘尼」という言葉には、釈女の比丘尼五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者たちである単部僧受具比丘尼も含意される。

そのように言えるけれども、その釈女の比丘尼五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者たちは、通常の比丘尼ではない。釈女の比丘尼たちは、比丘尼僧伽が成立する前の少しの期間だけ比丘尼としてなり得たのであり、比丘から性転換して比丘尼となった者たちも極めて稀な比丘尼である。両部僧受具比丘尼だけが通常の比丘尼である。その通常の比丘尼をこそ優先して表したいために、「比丘尼とは両僧伽から具足戒を受けた者のことである」（*bhikkhunī nāma ubhatosamghe upasampannā*）と説かれたのである。

「現代の上座部仏教において比丘尼は全く存在しない。また、比丘尼になることは全く不可能である」との上記の言葉は、比丘から性転換して比丘尼となった者の僧伽五人あるいは十人を集めることが出来るならば、比丘尼となり得るけれども、その比丘から性転換して比丘尼となった者は通常の比丘尼ではないし、比丘から性転換して比丘尼となった者の僧伽五人あるいは十人を集めることもありえないことから、そう言ったのである。以上のようなことから、「現代の上座部仏教において比丘尼は全く存在しない。また、比丘尼になることは全く不可能である」との言

⁷³ *ettha kiñcāpi pañcasatasākiyānīnaṃ vasena bhikkhubhāve tathā parivatthalīṅgāya bhikkhuniyā ca vasena ekato upasampannā bhikkhuni labbhati, tathāpi pakatiniyāmaseneva dassetuṃ bhikkhuni nāma ubhato samghe upasampannāti vuttaṃ*

⁷⁴ *āpatti*. 出家者として為すべきでない行い。違反行為。

葉を、如理作意⁷⁵、淨信⁷⁶、及び智慧と相応した心⁷⁷、そして大いなる善心⁷⁸によって受け入れられんことを。

2003 年 9 月 17 日

⁷⁵ yonisomanasikāra.

⁷⁶ paśannasaddhā.

⁷⁷ firāpasampayutta.

⁷⁸ mahākusalacitta.

略号と参考文献

略号

Cs: Chatthasāṅgī edition.

PTS: Pāli Text Society.

T: 大正新脩大藏經

Vimati: Vimativinodanī-ṭikā

Sārattha: Sāratthadīpanī-ṭikā

参考文献

Chatthasāṅgīyātherā

[1958] *Aṅguttara Pāli*, Vol.III: Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1958] *Cūḷavagga Pāli*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1999] *Mahāvagga (Dīghanikāya) Pāli*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1956] *Mahāvamsa Pāli*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1956] *Mūlapaṃṣa Pāli*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1956] *Vinbhāṅga Pāli*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

Bhikkhu Anālayo

[2015] *The Cullavagga on Bhikkhuni Ordination*, Journal of Buddhist Ethics, Volume 22.

Mahābuddhaghosa, Bhaddanta

[1995] *Mahāvagga Aṭṭhakathā* (suttanta), Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1978] *Samyutta Nidānavaggakhandavagga Aṭṭhakathā* Volume I, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.[1957] *Sammohavinodanī Aṭṭhakathā*, Chatthasāṅgī Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

Kyee Thae Lay Htat, Sayadaw

[2001] *Mahāwin Watthu*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

Ādiccavaṃsa, Ashin

[1935] *Bhikkhunī Tharthanopadetha*, Yangon: Myanmar Gone Yi Press.

Vajirabuddhitthera, Bhaddanta

[1960] *Vajirabuddhi Ṭikā*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

Coliyakassapattthera, Bhaddanta

[1960] *Vimativinodanī Ṭikā*, Vol.II, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

Sayādaw, Phayagyi

[1972] *Pācitrāḍiyojanā*, Myanmar, Buddha Religious Group Press.

Thanga Aseeaway Pwe Gyi, Gine Paung Sone

[1985] *Thanga Aphaweasee Achegan Seemyin*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press.

森章司・本澤綱夫

[2010] 「*Mahāpajāpati Gotamī* の生涯と比丘尼サンガの形成」『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』論文 10.中央学術研究所紀要.

佐藤密雄

[1993]『原始仏教教団の研究』（第三章 比丘の入団と依止）山喜房佛書林.

平川彰

[1998]『比丘尼律の研究』春秋社.

[1993]『二百五十戒の研究 I, II』春秋社.

片山一良

[2014]『パーリ仏典第三期 4 相應部因緣篇 II』大蔵出版.

(キーワード) *Bhikkhunīwinissaya Sardan*、ミャンマー尼僧、八重法、比丘尼僧伽

(博士後期課程)